

○沖縄県立看護大学地域協働連携センター運営委員会運営要綱

(平成 29 年 3 月 17 日)

(趣旨)

第 1 条 沖縄県立看護大学教授会規程第 7 条及び沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程第 7 条及び沖縄県立看護大学地域協働連携センター設置規程第 5 条の規定に基づき設置された沖縄県立看護大学地域協働連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域住民との協働による健康づくり等への取り組みに関すること
- (2) 他機関との共同研究・産学官連携に関すること
- (3) 島しょ看護職者研修等に関すること
- (4) 公開講座、講演会、出前講座及び研究支援などに関すること
- (5) 学生ボランティアに関すること
- (6) その他、大学と学外とをつなぐ活動等に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、学長が指名する委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、沖縄県立看護大学地域協働連携センター長をこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。